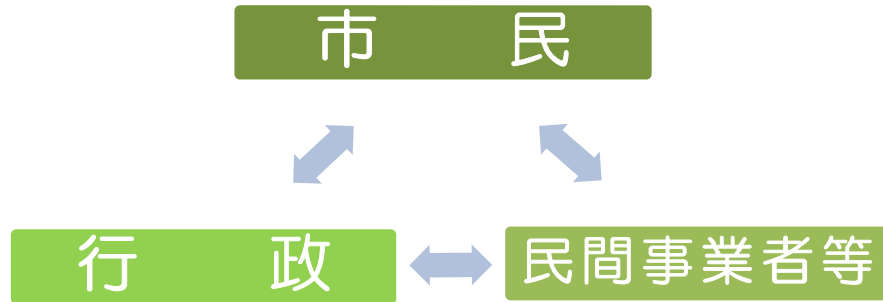
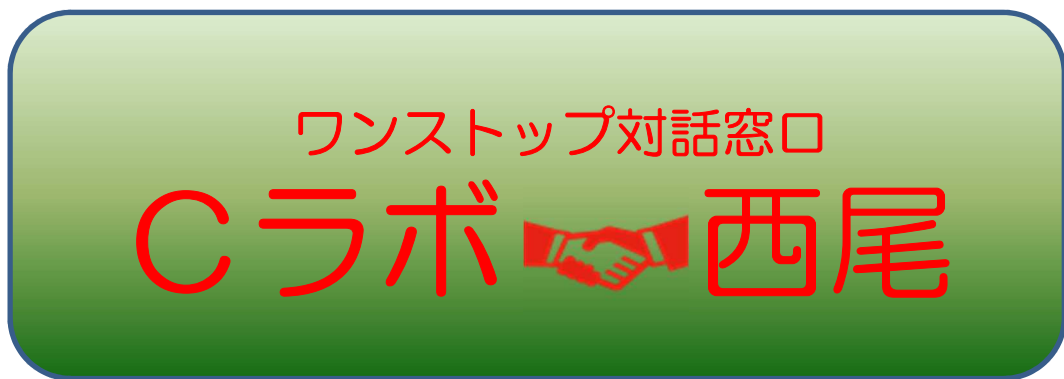


西尾市官民連携ガイドライン



市民・民間事業者等・行政のトライアングルで奏でる
共創によるまちづくり協奏曲♪




愛知県西尾市

令和3年8月



目次

1. 官民連携とは
2. 官民連携に取り組む背景
3. ガイドラインの位置づけ
4. 官民連携ワンストップ対話窓口
「Cラボ  西尾」の創設
5. 事業の流れ（事業フローチャート）
6. その他留意事項

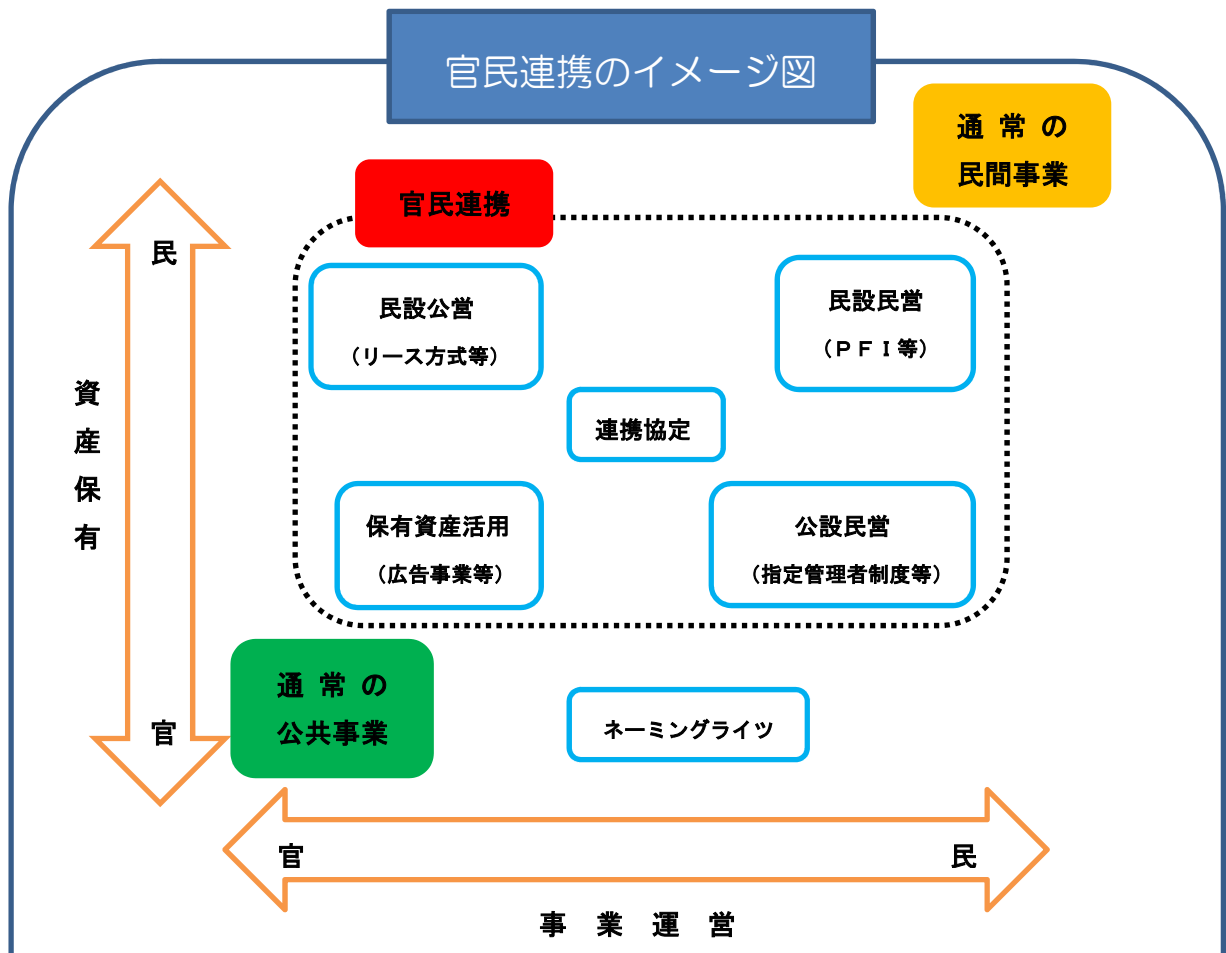
1. 官民連携とは

官民連携を示す言葉として、「PPP」ということが定着しています。

パブリック プライベート パートナーシップ
Public Private Partnership

の頭文字で、行政（官）と民間事業者等（民）が連携して公共サービスを提供するスキームのことです。

これまで行政が単独で実施してきた施策や事業に、民間事業者等のアイデアやノウハウ、資金等を活用することで、行政サービスの向上、業務の効率化等を図るものです。



官民連携の主な手法は以下のとおりです。

(1) 保有資産活用事業

ア. 広告事業

市の広告媒体を活用することで、市の財源を確保します。

イ. ネーミングライツ

市が所有する施設やイベント等に民間事業者等が愛称を命名する権利のことで市の財源確保とともに、地域への貢献を図ります。

ウ. 公有資産活用事業

市が保有する土地や施設等を有効活用して、得られた収入を市の財源として活用します。

(2) 連携協定

ア. 包括連携協定

幅広い事業分野（福祉・環境・防災・まちづくりなど）において、民間事業者との連携を継続して進めるために協定を締結します。

イ. 事業連携協定

特定の事業分野において、民間事業者等との連携を継続して進めるために協定を締結します。

(3) 公共施設の整備・管理・運営事業

ア. 公設民営方式

①指定管理者制度

地方自治体から指定を受けた団体が公の施設の管理を代行する制度です。

②包括的民間委託

包括的かつ複数年にわたり、公共施設の維持管理・運営を民間事業者に委託する方式です。

③公共施設等運営権

利用料金の徴収を行う公共施設で、施設所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者等に設定する方式です。

④アウトソーシング

公共サービスの一部を民間に委託する方式です。

⑤DBO方式（DesignBuildOperate）

民間が施設の設計、建設、運営、維持管理を一括して行い、資金調達、施設所有は公共が行う方式です。

イ．民設公営方式

①DB方式（DesignBuild方式）

設計と建設を一括して発注する方式です。

②リース方式

民間の資金で施設整備をして、行政が民間からリースする方式です。

ウ．民設民営方式

①PFI（PrivateFinanceInitiative）

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、技術、経営ノウハウ等を活用する手法です。

②民営化

市の事業を民間経営に移行する方式です。

2. 官民連携に取り組む背景

少子高齢化による人口減少が進む中、これまでの右肩上がりの時代のように、行政が多くの領域をカバーすることは、今後ますます難しくなります。

多様化する市民ニーズへの対応を図り、限られた人員や財源の中で行政サービスの向上と行政のスリム化を実現していくため、行政サービスの担い手となり得る民間事業者等と連携する仕組みを構築し、民間活力を積極的に活用することを推進します。

3. ガイドラインの位置づけ


官民連携を効果的に進めていくためには、民間事業者等と行政がお互いの認識についての理解を深め、官民連携の基本的な考え方や、導入方法等を共有することが大切です。

本ガイドラインは、本市の官民連携事業について官民で情報を共有するための指針として策定したものです。官民がお互いの強みを活かしながら西尾市らしい官民連携を推進していくために、今後も本ガイドラインを改善・進化させていきます。

4. 官民連携ワンストップ対話窓口

「Cラボ西尾」の創設

(1) 創設の背景

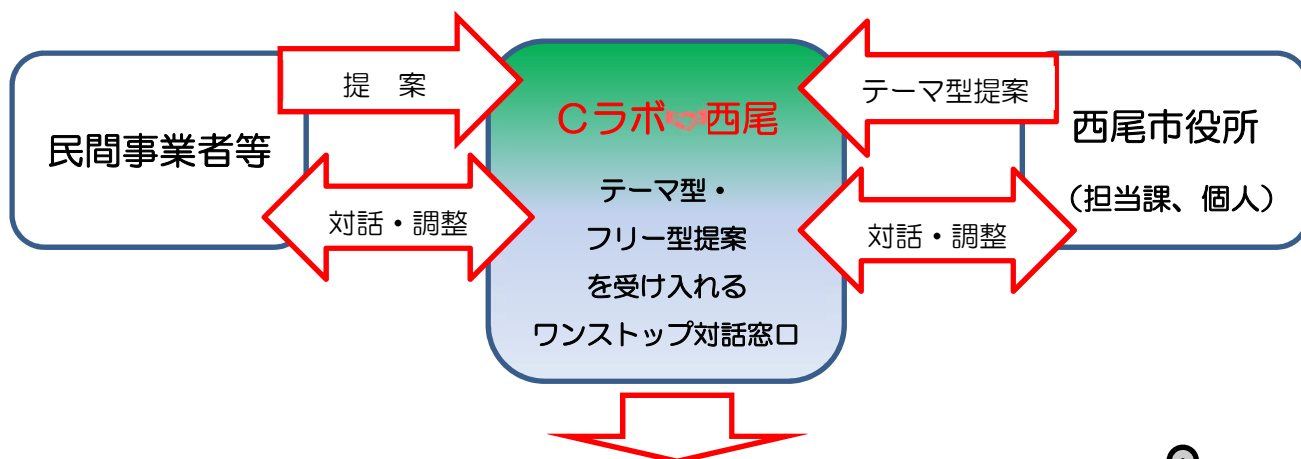
市が抱える行政課題の解決や地域活性化を目指し、官民連携を効果的に推進するため、これまで各事業部局で対応していた民間事業者等からの提案・相談を一元的に受け付ける窓口として、官民連携ワンストップ対話窓口「Cラボ西尾」を創設します。

(2) 「Cラボ西尾」の役割

「民間事業者等と行政をつなぐ“架け橋”」として、「C」にこだわった事業を展開していきます。

「C」は、^{コオパレーション}Cooperation（連携）、^{コンシェルジュ}Concierge（総合案内）、^{クリエーション}Creation（創造）、^{コンチェルト}Concert（協奏）、^{コーディネーター}Coordinator（調整役）、^{コネクト}Connect（つなぐ）、^{カンパセーション}Conversation（対話）など、様々な役割を意味します。

幅広い提案・相談に対応できる広く開かれたワンストップ対話窓口を目指し、庁内の各事業部局に対しても、事業化に向けた調整などの役割を果たすとともに、庁内での官民連携に関する情報の共有化・一元化を進め、官民連携のノウハウを蓄積してまいります。



「C」にこだわり、事業の実現・実施に向けて取り組みます。

- ・テーマ型提案

西尾市が抱える行政課題の解決等に対して、テーマを限定したうえで民間事業者等からの提案をしていただきます。

また、テーマを決定するためにアイデアを募集して、その後提案を募集するケースがあります。

- ・フリー型提案

西尾市が行う事務事業全般を対象として、行政サービスの向上や行財政改革等の観点から民間事業者等の自由な発想による提案をしていただきます。

提案内容に応じて、直接提案者と連携させていただくケース、審査等により連携者を決定させていただくケース、提案を参考にして新たな募集を行うケース等があります。

5. 提案の主な流れ

(フリー型提案の公募を行う事例での説明となっていますのでご了承ください。)


(1) 提案

民間事業者等からフリー型の提案をしていただきます。

(2) 対話

民間事業者等から対話を通じてアイデア等の提案を把握します。

(3) フリー型提案審査 (事業化へ向けた検討・調整)

官民連携事業審査委員会(事務局: **Cラボ**  **西尾**)で事業化へ向けた検討・調整等、提案内容の審査を行います。

(4) テーマ決定

提案内容の審査・実現への検討を多角的な視点から行い、実現可能と認められる場合は、テーマを決定します。

※下記(5)の募集までに、必要に応じて、サウンディング型市場調査やアイデア募集を実施する場合があります。

サウンディング型市場調査…民間事業者等との対話を通して市場性を把握する調査

(5) テーマ型提案募集

決定したテーマに基づき、事業担当課が事業者募集(プロポーザル方式や価格競争方式など)を実施します。

(6) テーマ型提案審査

募集のあった事業者の提案内容を審査します。

※事業内容によっては、インセンティブを付与する場合があります。

(7) 事業者決定

総合的な見地から提案内容等を審査し、決定します。

(8) 契約

パートナーを決定します。共通の目的のもと、双方のストロングポイントを活かした連携により上質な行政サービスを展開します。

6. その他留意事項

(1) 提案できる方

提案事業を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人及びその他市長が提案事業を実施する能力があると認める任意団体

(2) 提案者（提案に関係する者を含む）又は提案内容が、次に該当する場合は提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。

- ①個人からの提案
- ②法令や公序良俗に反する場合
- ③市の施策や規程等に反する場合
- ④政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- ⑤地方税、法人税を滞納している場合
- ⑥事業連携の枠を超えた利益誘導の恐れがあると判断した場合
- ⑦市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

(3) その他

- ①提案内容や調整により、上記（2）の事実が判明した場合、又は不測の事態が生じた場合、提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- ②提案に関する調整は、非常に時間がかかることもあります。
- ③提案内容や対話・調整結果によっては、採用できないこともあります。
- ④提案は、提案者からの本市への契約申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- ⑤提案の成立・不成立にかかわらず、本市は提案等にかかる一切のコストの補填や賠償をいたしません。
- ⑥対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためて提案に関して公募等の手続が必要になる場合があります。その際には、本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。
ただし、提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を明示された場合は、別途協議をさせていただきます。
- ⑦次の提案内容は本市のホームページで原則公開します。
 - ・提案時：提案タイトルの公表
 - ・提案実現後：提案者名、具体的内容等提案実現後は、本市の広報紙を始めとするPR等の機会において、実現

内容や成果物を利用・公表することがあります。

- ⑧本事業において、一般には公開されていない秘密情報や個人情報がある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルは、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

- ⑨本ガイドラインに定めることその他、必要な事項は提案者と市で協議の上、決定します。

※令和 3 年 7 月に「西尾市と民間事業者等との連携協定等に関する実施要綱」（11 ページ）を制定しましたので、あわせてご確認ください。

西尾市と民間事業者等との連携協定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が民間事業者等と締結する包括連携協定及び事業連携協定（以下、「連携協定等」という。）について必要な事項を定めることにより、市と民間事業者等が、連携して地域の課題解決を図る取り組みを推進することで、行政サービスの向上、業務の効率化等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 提案事業を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人及びその他市長が提案事業を実施する能力があると認める任意団体をいう。
- (2) 連携事業 民間事業者等が地域の課題解決に向けて、自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 事業連携協定 ひとつの分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(民間事業者等及び連携事業の基準)

第3条 連携協定等の対象とする民間事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 民間事業者等又はその事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの。
 - ウ ギャンブルに係るもの（公的事業を除く。）
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの。
 - オ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）の関与が認められるもの。
 - カ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を滞納又は未申告であるもの。
 - キ 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されているもの。

ク その他事業連携等の対象としてふさわしくないもの。

(2) 連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 民間事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。

イ 連携事業の枠を超えた利益誘導のおそれのあるもの。

ウ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの。

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの。

オ 政治的又は宗教的目的を有するもの。

カ その他連携事業としてふさわしくないもの。

(事業提案の基準)

第4条 前条の規定に基づき提案を受け付ける事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市が民間事業者等との連携により新規で実施可能なもの。

(2) 市が既に実施している事業のうち、民間事業者等との連携が可能なもの。

(3) 民間事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市と連携により市民サービスの向上に寄与するもの。

(4) その他、民間事業者等の自らの発意により、市との連携及び協働を希望する活動や分野に関するもの。

(連携協定等の締結等)

第5条 市及び民間事業者等は、前条の事前協議が整った場合には、連携事業の内容協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成し、連携協定を締結する。

(結果の公表)

第6条 市は、前条の協定を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載など適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、また、民間事業者等も公表することができるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日まで又は1年間として、期間満了の1か月前までに双方の申出がない場合には、当該期間の満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。ただし、市又は民間事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(協定の解除)

第8条 市は、民間事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、連携協定等を解除することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (2) 市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき、市から公共施設の指定管理者に係る業務の全部もしくは一部を取り消され、又は当該業務の全部もしくは一部を停止されたとき。
- (5) 税の滞納が判明したとき又は民間事業者等が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。
- (7) 協定に定める連携事業に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (8) その他市が特に必要と認めるとき。

(市又は民間事業者等からの協定の解除)

第9条 市又は民間事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連携協定等を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断したとき。ただし、連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。
- (2) 市又は民間事業者等において、連携事業の枠を超えた利益誘導のおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市又は民間事業者等が特に必要と認めるとき。

(実績報告)

第10条 市は、民間事業者等に対し、連携協定に基づく連携事業について実績報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この要綱及び連携協定に定めない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び民間事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。